

平成 30 事務年度における相続税の調査等の状況(全管版)

令和元年12月
熊本国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 平成 30 事務年度における相続税の実地調査の状況
- 2 平成 30 事務年度における相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 無申告事案に対する調査状況
- 2 贈与税に対する調査状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

1 平成 30 事務年度における相続税の実地調査の状況

(1) 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、平成 28 年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施しました。

実地調査の件数は 386 件（平成 29 事務年度 346 件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は 331 件（平成 29 事務年度 307 件）で、非違割合は 85.8%（平成 29 事務年度 88.7%）となっています。

(2) 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は 94 億 6,600 万円（平成 29 事務年度 93 億 5,700 万円）で、実地調査 1 件当たりでは 2,452 万円（平成 29 事務年度 2,704 万円）となっています。

(3) 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、金額が多い順に、現金・預貯金等が 31 億 8,500 万円（平成 29 事務年度 32 億 8,600 万円）、土地が 10 億 8,800 万円（平成 29 事務年度 14 億 4,400 万円）、有価証券が 8 億 400 万円（平成 29 事務年度 10 億 3,900 万円）となっています。

(4) 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は 14 億 4,600 万円（平成 29 事務年度 14 億 4,700 万円）で、実地調査 1 件当たりでは 375 万円（平成 29 事務年度 418 万円）となっています。

(5) 重加算税の賦課件数

重加算税の賦課件数は 70 件（平成 29 事務年度 59 件）、賦課割合は 21.1%（平成 29 事務年度 19.2%）となっています。

➤ 相続税の調査事績

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		平成29事務年度	平成30事務年度		
①	実地調査件数	346 件	386 件	111.6 %	
②	申告漏れ等の非違件数	307 件	331 件	107.8 %	
③	非違割合 (②/①)	88.7 %	85.8 %	-2.9 ポイント	
④	重加算税賦課件数	59 件	70 件	118.6 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	19.2 %	21.1 %	+ 1.9 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	9,357 百万円	9,466 百万円	101.2 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	1,451 百万円	1,825 百万円	125.8 %	
⑧	追徴税額	本税	1,241 百万円	1,243 百万円	100.2 %
⑨		加算税	206 百万円	203 百万円	98.5 %
⑩		合計	1,447 百万円	1,446 百万円	99.9 %
⑪	1 実地調査 件当たり	申告漏れ課税価格 ^(注) (⑥/①)	27,042 千円	24,523 千円	90.7 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	4,182 千円	3,747 千円	89.6 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 平成30事務年度における相続税の簡易な接触の状況

➤ 相続税の簡易な接触の状況

国税局においては、実地による税務調査を適切に実施する一方で、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施し、適正申告の確保に努めています。

平成30事務年度における簡易な接触の件数は175件（平成29事務年度193件）、このうち申告漏れ等の非違及び回答等があった件数は105件（平成29事務年度102件）で、この割合は60.0%（平成29事務年度52.8%）となっています。

➤ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度		対前事務年度比	
		平成29事務年度	平成30事務年度		
①	簡易な接触件数	193 件	175 件	90.7 %	
②	申告漏れ等の非違件数	71 件	73 件	102.8 %	
③	回答等の件数 (注1)	31 件	32 件	103.2 %	
④	申告漏れ等の非違及び回答等の件数(②+③)	102 件	105 件	102.9 %	
⑤	非違及び回答等の割合(④/①)	52.8 %	60.0 %	+7.2 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 (注2)	545 百万円	1,059 百万円	194.3 %	
⑦	追徴税額	本税	38 百万円	101 百万円	265.8 %
⑧		加算税	4 百万円	6 百万円	150.0 %
⑨		合計	42 百万円	107 百万円	254.8 %
⑩	1簡件易当な接触	申告漏れ課税価格(⑥/①) (注2)	2,823 千円	6,052 千円	214.4 %
⑪		追徴税額(⑨/①)	219 千円	612 千円	279.5 %

(注) 1 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。

2 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。

Ⅱ 調査に係る主な取組

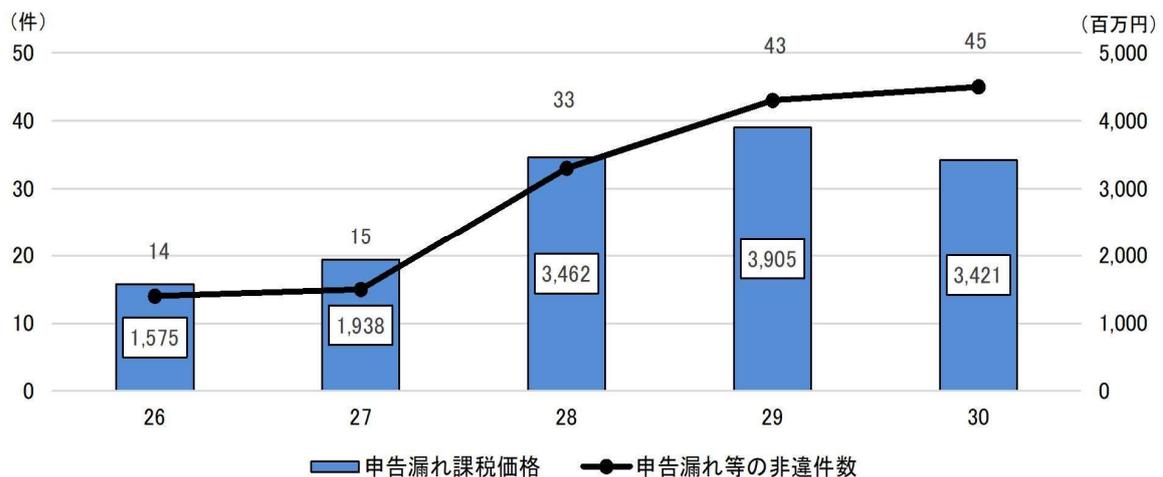
1 無申告事案に対する調査状況

- 無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の更なる収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。
- 平成30事務年度においては、無申告事案に対する実地調査を52件（前年対比118.2%）実施しました。このうち、申告漏れ等の非違があったものは45件（同104.7%）、追徴税額の総額は1億6,200万円（同52.9%）となっています。

○ 無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等			
		平成29事務年度	平成30事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	44件	52件	118.2%	
②	申告漏れ等の非違件数	43件	45件	104.7%	
③	非違割合 (②/①)	97.7%	86.5%	ポイント -11.2	
④	申告漏れ課税価格	3,905百万円	3,421百万円	87.6%	
⑤	追徴 税額	本税	131百万円	52.8%	
⑥		加算税	31百万円	53.4%	
⑦		合計	162百万円	52.9%	
⑧	1 実 件 地 調 査 当 り	申告漏れ課税価格 (④/①)	88,751千円	65,782千円	74.1%
⑨		追徴税額 (⑦/①)	6,956千円	3,119千円	44.8%

○ 無申告事案に係る調査事績の推移



2 贈与税に対する調査状況

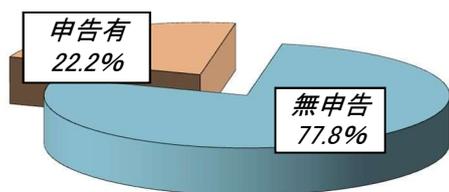
- 国税局では、相続税の補完税である贈与税の適正な課税を実現するために、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努めており、無申告事案を中心に、贈与税の調査を実施しています。
- 平成30事務年度においては、贈与税事案に対する実地調査を76件（前年対比116.9%）実施しました。このうち、申告漏れ等の非違があった件数は72件（同116.1%）、追徴税額の総額は2,600万円（同44.8%）となっています。

○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

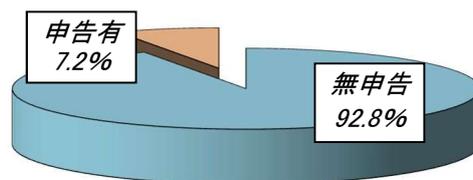
項目		事務年度		対前事務年度比
		平成29事務年度	平成30事務年度	
①	実地調査件数	65件	76件	116.9%
②	申告漏れ等の非違件数	62件	72件	116.1%
③	申告漏れ課税価格	287百万円	205百万円	71.4%
④	追徴税額	58百万円	26百万円	44.8%
⑤	1 実地調査 申告漏れ課税価格 (③/①)	4,415千円	2,697千円	61.1%
⑥	1 実地調査 追徴税額 (④/①)	892千円	342千円	38.3%

○ 調査事績に占める無申告事案の状況（平成30事務年度）

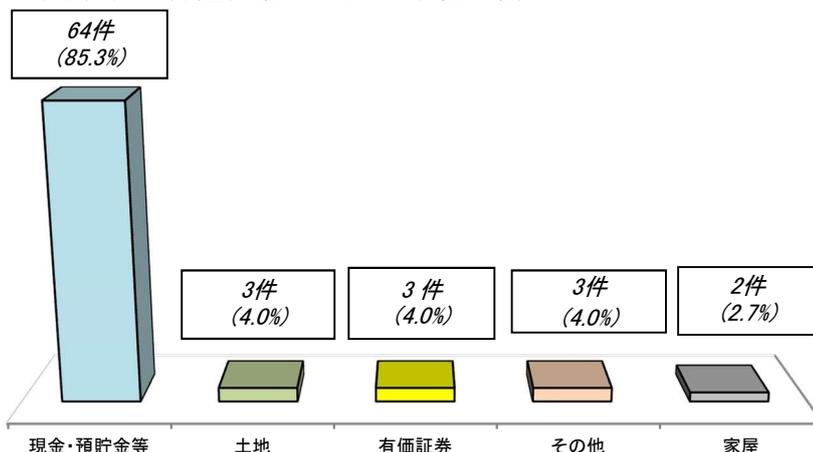
(1) 申告漏れ等の非違件数の状況



(2) 申告漏れ課税価格の状況



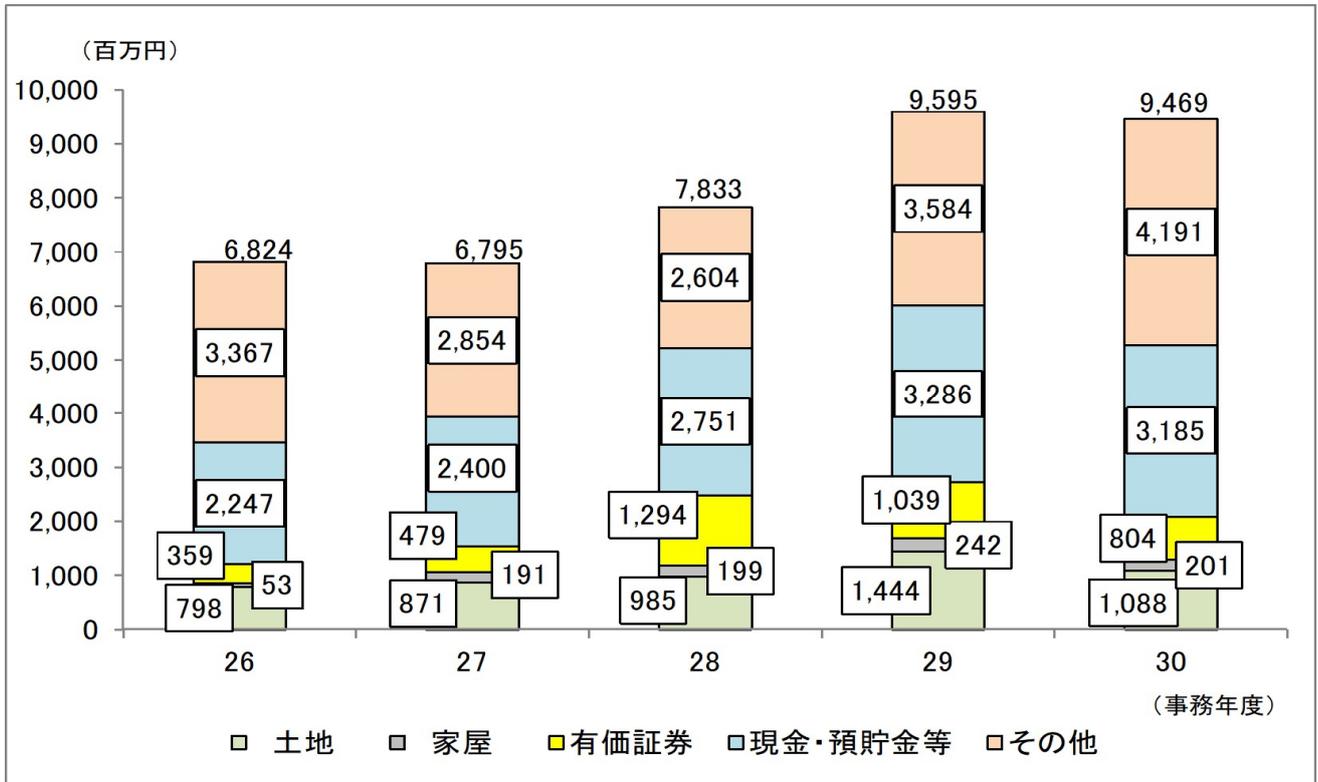
○ 調査事績に係る財産別非違件数（平成30事務年度）



(注) 各財産の件数は非違件数(延件数)、()内の数値は構成比。

Ⅲ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

